

会 議 結 果

会 議 名	第 5 回 尾三衛生組合 廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会
日 時	令和 8 年 10 月 1 日（木）午後 2 時から午後 4 時まで
場 所	尾三衛生組合エコサイクルプラザ棟 3 階研修室 1
出 席 者	【審議委員】 小林 敬幸（委員長）、小島 義弘（副委員長）、原 理史、武田 輔之、鈴木 功、岩田 芳信、加藤 慎司、原田 久三、水野 美門 【事務局】 坂野事務局長、総務課（甲村次長） 業務課（福島次長、田中課長、水野課長補佐、増田課長補佐）
欠 席 者	加藤 達雄
傍 聴 者	1 名
議 題 等	下記のとおり
1 開会 委員長より、第 5 回尾三衛生組合廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会の開催が宣言された。 2 議題 (1) 報告事項 ア 第 4 回検討審議会後の経過について ・質疑応答及び意見 (委 員) 建設物価や金利の上昇により、当初計画から構成市町の負担額が大幅に増大している。構成市町の財政に及ぼす影響が非常に大きいため、必要な機能や安全性を確保した上で過剰な仕様は見直し、可能な限りのコスト削減を図ることで財政負担の軽減をお願いしたい。 (2) 検討事項（継続審議） ア 付帯施設機能について ・質疑応答及び意見 (委 員) 環境省が推進する循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）、炭素中立（ネット・ゼロ）等の中で、新施設がどのような位置付けにあり、いかなる役割を果たすのかが理解できる環境学習機能とすべきである。 また、単なるごみの分別や減量にとどまらず、地域の重要な社会基盤やエネルギー拠点としての施設の意義を発信することが重要である。	

さらに、学校現場で進められている「探究学習」に対応し、児童・生徒が自ら課題を発見して調査・発表できるような情報発信や、伴走支援ができる体制の構築を求める。

(委員長)

単なるごみの分別等の個別の手段を示すにとどまらず、社会的背景を踏まえた施設全体としての目的を示した上で、具体的な手段へと繋げる構成としていただきたい。

(委員)

事業費抑制の観点から、環境学習設備に過大な費用をかけず、可能な限りコンパクトな内容とすることを要望する。

・採決

付帯施設の機能について、事務局提案の内容で採決した結果、事務局案を基本としつつ、環境学習において全体目的や社会的背景からの導入構成および探究学習への配慮を取り入れる旨の条件を付した上で、委員全員一致で承認した。

イ 施工計画について

・質疑応答及び意見

(委員)

建設工事が 5.5 年と長期に及ぶため、環境対策について「努める」といった抽象的な記載では周辺住民の不安を払拭できない。騒音・振動や粉じん等の環境モニタリングを実施し、トラブル発生時（工事車両の通行問題、洗濯物の汚れ、濁水漏出等）に原因究明と迅速な対応が可能な体制を構築すべきである。また、HP 等を通じた一方的な情報発信にとどまらず、地元自治会や学校関係者等と定期的に状況を共有し、直接意見聴取ができる「双方向のコミュニケーション体制（協議・情報発信の場）」を施工計画に明記すべきである。

(委員長)

環境対策に「努める」ことは当然の前提であり、実際に環境モニタリングを実施した上で、その結果を地域住民や関係者に開示し、着実にコミュニケーションを図るための具体的な仕組みが必要である。

(事務局)

環境モニタリングを実施することに加え、一方的な情報発信にとどまらず、関係者等からの意見をフィードバックできる「双方向のコミュニケーション体制の構築」について、施工計画に明記いたします。

・採決

施工計画について、事務局提案の内容で採決した結果、事務局案を基本としつつ、双方向のコミュニケーション体制の構築・明記を施工計画の条件とした上で、委員全員一致で承認した。

ウ 施設配置・動線計画について

・質疑応答及び意見

(委 員)

可燃プラットホームの同時荷下ろしヤード（3 台分）の規模は、現施設と同程度か。

(事務局)

個人搬入用のスペースを含め、現施設と同程度の規模を確保しております。

(委 員)

工事期間中及び新施設稼働後から既存施設解体前までの車両動線や安全対策はどのように考慮されているか。現状の搬入動線と交錯することはないか。

(事務局)

資料に示しているレイアウトは、既存施設解体後の最終形態です。新施設の建設期間中については、施工エリアを明確に分離して安全性を確保いたします。

また、新施設稼働後から既存施設の解体完了までについては、既存施設の跡地を利用する前提となっている最終形態の動線では対応できないため、既存の計量機の流用や、一時的な仮設計量機の設置等により、一般の搬入車両と工事車両の交錯を防ぐ検討をしております。具体的な施工ステップや安全対策の詳細につきましては、今後プラントメーカーからの技術提案も踏まえた上で、最適な手法を決定してまいります。

(委員長)

資料中の「ダブルピット方式の採用を可能とする」旨の記載は、記載する必要がないのではないか。また、「見学者の大型バスが敷地内に駐車できない場合は一時停車スペースを別途設ける」との表現も、必要なスペースに対して誤解を招くおそれがあるため、適切な文言に調整されたい。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、該当箇所の削除、および誤解を招かない表現への見直しを行います。

・採決

施設配置・動線計画について、事務局提案の内容で採決した結果、事務局案を基本としつつ、指摘された不要な表記の削除および誤解を招かない文言への修正を行う条件を付した上で、委員全員一致で承認した。

エ エネルギー利用計画について

・質疑応答及び意見

【エネルギー利活用方法】

(委 員)

高压受電と特別高压受電の具体的な電圧の違いは何か。また、電力系統上の制限や影響について教示されたい。

(事務局)

高压受電は 6kV、特別高压受電は 77kV であり、電圧に約 10 倍の違いがございます。また、一般送配電会社（中部電力パワーグリッド）の系統運用ルールにより、逆潮流（売電）の電力が 2,000kW を超える場合は、特別高压受電とする必要がございます。

(委員)

基本計画で算出した施設規模 187t/日に対し、将来ごみ量が減少し施設規模を縮小した場合、両受電方式のコスト比較にはどのような影響が生じるか。

(事務局)

ごみ量および発電量が減少した場合、逆潮流の上限（2,000kW）がない特別高压受電の方が、売電収入減少の影響を大きく受けます。その結果、両者の売電収入の差が縮小し、トータルコストにおいては特別高压受電がさらに割高になる傾向となります。来年度に行うごみ処理量の再設定（施設規模の見直し）を踏まえ、改めて精査・比較検討を実施いたします。

(委員)

現在の試算は稼働期間を 20 年間と設定しているが、仮に 30 年稼働させた場合、売電量の多い特別高压のメリット（売電収入）はさらに大きくなるのではないかと。

(事務局)

単純な売電量のみで試算すれば、稼働期間が長くなるほど特別高压受電が有利となります。しかし、FIT/FIP 制度の適用期間は 20 年間であるため、期間終了後は高単価での売電メリットが得ることができません。加えて、高压化・大型化したボイラーやタービン等の設備は、長期稼働に伴う修繕費用の増加も不確定要素として考慮する必要があるため、20 年を超える長期運用において一概に特別高压受電が有利とは言えません。

・採決

エネルギー利用計画について、事務局提案の内容で採決した結果、受電電圧については現時点で決定を行わず継続検討とする事務局案を基本としつつ、委員全員一致で承認した。

(3) 検討事項（新規審議）

ア 事業方式及び財源計画について

・質疑応答及び意見

(委員)

資料 50 ページの財源計画は特別高压の試算という理解でよいのか。そうであれば、資料内に「特別高压」と明記されたい。

また、資料 30 ページの事業方式に関するグラフについて、元のサンプル数が不明であ

ったが、資料 42 ページの実績がその内訳という理解でよいか。

さらに、この過去 10 年のデータに対し、直近のトレンドはどうなっているか。近年 DBO 方式が増加傾向にあるなどの動向を示せば、事業方式の選定理由に対する説得力がより高まると考えるがどうか。

(事務局)

資料 50 ページの財源計画は、特別高圧での試算で相違ございません。次回の資料にはその旨を明記いたします。

また、事例のサンプル数および内訳につきましても、資料 42 ページに記載の数値で相違ございません。

直近のトレンドにつきましては、過去 10 年のデータを前半 5 年と後半（直近 5 年）に分けて比較すると、公設公営方式が 31 件から 21 件へ減少しているのに対し、DBO 方式は 48 件から 60 件へと顕著に増加しております。ご指摘を踏まえ、選定理由の説得力を高めるため、次回の資料に直近のトレンドに関するデータを追記いたします。

(委員長)

単年度委託を行う公設公営方式に対し、20 年間の長期包括委託（DBO 方式）では維持管理費が約 10 億円削減されるとしているが、その理由について明確な根拠を示されたい。

また、イギリスの水道事業民営化における料金高騰や事業破綻の事例を踏まえ、本事業を民間委託した場合、将来的にコストや住民負担（ごみ処理手数料等）が高騰するリスクはないか。万が一の事態が発生した際の官民のリスク分担や、最終的な責任の所在も含めて明確に説明されたい。

(事務局)

公設公営方式であっても、補修等の実務は民間メーカーへ単年度委託しておりますが、単年度ごとの契約では故障が生じた都度対応することになります。一方、20 年間の長期包括委託（DBO）では、事業者が自ら 20 年間の維持管理コストを最小化できるよう、修繕を行うため、トータルコストが縮減される構造となっております。

また、ごみ処理手数料の決定権は引き続き自治体側にあり、民間事業者には決定権はありません。定期的なモニタリングも実施することにより、粗雑な維持管理は防止できると考えており、民間主導による急激なコスト高騰を招くリスクは低いと考えております。

なお、法律上、ごみ（一般廃棄物）処理の最終的な責任は自治体にあります。万が一、民間事業者が破綻や撤退等をした場合であっても、組合が処理体制を維持いたします。

(委員)

DBO 方式の契約期間は 20 年間（令和 16 年 10 月～令和 36 年 9 月）となっているが、新施設は令和 44 年度からの尾張東部との広域化（共同ごみ処理）を見据え、令和 43 年度末まで運用する計画である。そのため、20 年の契約期間が終了した後の残りの期間（令和 36 年 10 月～令和 43 年度末）において、修繕費や維持管理費が急増するリスクはないか。

20 年経過後のコスト高騰を防止するための対策や、広域化までの運用期間全体（約 30 年弱）を対象とする包括委託の可能性について、見解を示されたい。

（事務局）

30 年等の長期契約は事業者側のリスクが大きく参入障壁となるため、基本の契約期間は 20 年間と設定しております。ただし、20 年経過後のコスト高騰を防ぐ対策として、発注・技術提案の段階において、契約期間外も含めた「30 年間の維持管理コスト試算」の提示を求め、長期的なライフサイクルコストを考慮して評価・選定する手法を考えられます。

また、令和 44 年度の尾張東部衛生組合との広域化を見据えた令和 43 年度末までの運用期間（約 30 年弱）を踏まえ、プラントメーカーへのヒアリング調査において「広域化までの全期間を通じた包括委託が可能か」を確認したところ、可能と回答した企業もございました。そのため、今後の発注仕様の検討において、期間延長の可能性につきましても引き続き検討してまいります。

（委員長）

資料 29 ページの比較表において、設計・建設の主体が公設公営方式では「公共」、DBO 方式や BT0 方式では「民間」と整理されている。しかし、公設公営方式であっても組合が直接設計・建設を行うわけではなく、実務は民間メーカーが担っている。この点における両者の本質的な違いはどこにあるのか。また、資金調達の側面も含め、DBO 方式と BT0 方式の違いについて明確に説明されたい。

（事務局）

実務を民間事業者が担う点は同様ですが、公設公営方式は組合が指定する詳細な仕様に基づいて発注する「仕様発注」であるのに対し、DBO 方式等は組合が求める性能要件のみを示し、民間のノウハウや技術提案を広く活用する「性能発注」である点が本質的な違いでございます。

また、DBO 方式と BT0 方式の主な違いは「資金調達の主体」にございます。DBO 方式は公的な交付金や地方債を活用し、建設時に組合が一般財源から費用を支払います。一方、BT0 方式では、一般財源分を民間事業者が自ら資金を調達して建設を行い、組合は施設稼働後の運営期間中にその費用に民間金利を上乗せして割賦支払いを行う仕組みとなっています。そのため、BT0 方式では民間金利の負担が発生する分、DBO 方式と比較してトータルコストが増加いたします。

（委員）

資金調達等の手法とは別に、ごみ処理の最終的な責任は公共（組合）にあるという理解でよいか。また、事業方式によって官民のリスクや責任がどのように分担されるのかを整理したものを確認したい。

これらを踏まえ、各事業方式のメリット・デメリットやリスク分担の所在が把握できる比較表を作成されたい。

（事務局）

法律上、ごみ処理の最終的な責任は自治体（組合）にございます。

ただし、長期包括委託（DBO 方式等）においては、設備の修繕や予防保全等に関するリスクを民間事業者が負担するため、トラブル発生時における責任の所在が明確になるという特徴がございます。

ご指摘を踏まえ、各事業方式のメリット・デメリットやリスク分担を整理した比較表を作成いたします。

（委員長）

仮に、委託先の民間事業者が倒産や事業撤退に至った場合、どのように対応するのか。

（事務局）

万が一、委託先の事業者が倒産や撤退等により事業継続が困難となった場合は、速やかに契約解除を行い、他のプラントメーカー等へ業務を引き継ぐこととなります。過去に他自治体においても、メーカーの事業撤退に伴い別企業へ事業が引き継がれた実例があり、新施設においても同様の対応が可能と考えています。

（委員）

資料 50 ページ（特別高圧：事業費 395.2 億円、交付金 84.7 億円）と資料 51 ページ（高圧：事業費 369.1 億円、交付金 87.0 億円）を比較すると、事業費が減少しているにもかかわらず、交付金が増加するという逆転現象が生じている。この理由について説明されたい。

（事務局）

特別高圧受電では、売電量を最大化するために設備が大型化し、建設費が増加いたします。一方、高圧受電（資料 51 ページ）においては、FIT・FIP 制度を活用しない代わりに、交付率の高い「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の適用を前提として試算しているため、結果として交付金の総額が多くなっております。

現在の資料では、単に「循環型社会形成推進交付金」とだけ記載しており誤解を招くおそれがあるため、修正いたします。

（委員長）

DBO 方式だけでなく BTO 方式の選択肢を残すことはできないのか。

（事務局）

BTO 方式は金利負担によりトータルコストが増加するため、組合としてはコスト縮減効果の大きい DBO 方式を優先して提案しております。

（委員）

資料 46 ページの VFM 算定条件において、設計・建設費が DBO 方式（395.2 億円）と BTO 方式（401.9 億円）で差が生じているのは、下欄に示された民間金利（3.50%）が上乗せされた結果が含まれているということか。

（事務局）

基本となる設計・建設費はどちらも同じ 395.2 億円であり、BTO 方式の金額は、そこに民間資金調達に伴う金利分が加算された数字でございます。

現在の VFM 算定条件の表記は誤解や混乱を招くおそれがあるため、記載方法を見直し、修正いたします。

3 その他

- ・ 次回の検討審議会は、令和 8 年 12 月 11 日（金）午後 2 時からの開催予定とする。
- ・ 次回の検討審議会は、公開とする。

4 閉会